

## 7 よくある質問

### ○機器の導入に関して

Q 1 機器の**購入のみ**を行い、**設置を行わない場合**、対象となるか。

A 1 **補助対象外**です。

いわゆる「買いだめ」等、ただちに設置を行わない機器の購入は、機器の導入とはみなさず、機器の購入費に関しても補助対象となりません。

Q 2 機器を購入し、**設置は自前で行った場合**、対象となるか。

A 2 機器の**購入費のみ補助対象**とします。

設置に関して費用が発生していなかったとしても、実態として設置が行われている場合、機器の導入が行われているとみなし、補助対象となります。

Q 3 機器を購入したが、**期間内に設置が間に合わない場合**、対象となるか。

A 3 機器の**購入費のみ補助対象**とします。

納品等の遅れ等やむを得ない事情により、期間内に設置が間に合わない場合であっても、申請から概ね1か月以内に納品され、納品後直ちに設置が行われるものについては、機器の購入費についてのみ補助対象とします。(設置に要する費用は対象外)

なお、事後の現地調査等により設置が確認できない場合は交付決定後であっても補助対象外となり、交付額の全部または一部の返還を求める場合があります。

Q 4 対象期間前に購入した機器について、**設置のみ期間中に行った場合**、対象となるか。

A 4 **補助対象外**です。

本制度は本年度顕著に見られた電気・ガス料金ほか物価高騰による市内事業者への影響を緩和することを目的としていることから、対象期間外に購入された機器の導入に関しては補助対象外とします。

Q 5 機器を**事業目的以外**で導入した場合、対象となるか。

A 5 **補助対象外**です。

市内の事業所に機器を導入したとしても、本来の事業目的に関さない目的で導入を行うものは対象外となります。

例) 従業員の休憩時に使用する目的で導入する給湯器や電子レンジ等

なお、自宅と事業所が兼用となっている場合は、事業で使用するものについてのみ補助対象となります。必要に応じて現地確認を行いますので、事前にご相談ください。

## ○交付対象者について

Q6 今年度起業したばかりだが、交付申請することは可能か。

A6 **事業年数は問わず**、申請時点で古賀市内に事業所等があり、今後も継続して市内で事業を営む予定であれば申請可能です。

Q7 古賀市のほかに、近隣の市町村にも事業所等を有している場合、本社が古賀市であれば市外の事業所等で使用する機器についても申請可能か。

A7 古賀市内にある事業所等であれば、**本社・本店等でなくても申請可能**です。  
ただし、補助対象機器は**古賀市内の事業所等で導入されるものに限り**ます。

Q8 移動販売を行っているが申請可能か。

A8 古賀市を拠点として行う場合に限り、**移動式店舗等に関しても申請可能**です。

## ○交付対象機器について

Q9 省エネ性能について、導入機器に省エネラベルの表示がないが、対象となるか。

A9 一般的に家電等に表示される省エネラベルは、事業者向け機器に関しては表示がなされていない場合もあることから、省エネ性能の審査は、省エネラベルのみによらず、製品カタログ等を基に、従来製品との比較等総合的に判断を行います。

Q10 既存の機器の買い替えではなく、機器の増設は対象外か。

A10 本制度は既存の機器の買い替えを基本としていますが、新設や増設の場合であっても、機器の導入により消費エネルギーの低減や経営の効率化が図れるものであれば補助対象となる場合があります。

Q11 一定の性能を備えてあれば、どんな機器を購入しても対象となるか。

A11 機能の一部や形状が省エネ機器の体を成しているものであっても、付随する機能や装飾等により、本来的機能（温水等の供給機能、調理機能、保温機能）が同等な同種機器の市場価格と比較して、明らかに高額となるようなものは交付対象外です。

例) デザイン性、多機能性等により高額な機器

## ○購入費に関して

Q12 分割払いにより機器を購入した場合、**金利や分割手数料**は対象となるか。

A12 **補助対象外**です。

補助対象となる購入費は、機器本体及び事業所等での使用に際して必要不可欠な付属品の取得価格です。

租税公課、相談料、各種金利手数料、保証料、メンバーシップへの登録料等は交付対象となりません。

Q13 一部販売店のポイントを使用して購入した場合の取り扱いはどうなるか。

A13 ポイントやクーポン等を利用した場合、購入費から利用額、値引き額相当を差し引いた、実負担額のみ補助対象となります。

なお、機器の購入によって獲得するポイントやクーポンは差し引く必要はありません。

## ○設置に要する費用に関して

Q14 **運搬搬入工賃**は対象となるか。

A14 **補助対象**です。

補助対象となる設置に要する費用は、運搬搬入工賃、据付工賃、電源接続工賃、配管接続工賃といった設置作業に対する費用です。

Q15 設置に付随する**電源追加工事**は対象となるか。

A15 **補助対象外**です。

設置に要する費用のうち、電源追加、断熱材等の設置といった事業所の建屋等を改良・改造するような工事に対する費用は対象外となります。

Q16 配管パイプへの化粧カバーの設置は対象となるか。

A16 **補助対象外**です。

機器の設置に際して行う装飾品等の設置にかかる費用は、設置に要する費用とはみなさず対象とはなりません。

Q17 買い替え前の機器の処分費用は対象となるか。

A17 **補助対象外**です。

買い替え前の機器の撤去工賃、処分料、リサイクル料は設置に要する費用とはみなさず対象となりません。

## ○手続きに関して

Q18 事前相談は必須か。

A18 事前相談は必須ではありません。  
しかし、導入前の段階で、購入費用や設置に要する費用が対象となるか確認を推奨します。  
なお、事前相談を受けていても、交付の確約や、予算の確保等はいりません。

Q19 書類の提出は郵送でよいか。

A19 窓口または郵送でのみ受付します。郵送にかかる費用は申請者で負担してください。  
令和5年10月31日（火）17：00（必着）

Q20 支払いを証する領収書等とは何か。

A20 基本的に領収書またはレシートを添付してください。  
領収書に内訳の記載がない場合、明細付きの請求書、契約書などを別途添付してください。  
また、翌月払い等により、請求時点で領収書またはレシートがない場合は、請求書や契約書等とともに領収書を後日提出する旨の確約書を添付してください。

Q21 確定申告書の写しは、機器を購入した日が属する年分の申告書でなければならないか。

A21 直近の申告書を添付してください。  
確定申告書の写しの添付は経営実態の確認を行うためのものです。必ずしも機器の購入日が属する年分の申告書である必要はありません。  
なお、売上がなかった等で確定申告を行ってない場合、住民税の申告書の写しなど経営実態が分かる書類を添付してください。

## ○その他

Q22 導入から間もなく、交付を受けた機器を処分することになった。何か手続きは必要か。

A22 交付を受けた機器を5年又は耐用年数が経過する前に、処分することはできません。  
上記に反した場合や、売却、貸付等除外事項に該当することが認められた場合は、支援金の全部、または一部の返還を求められます。